**十島村燃料経済対策事業の手続きについて**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実施期間：12月1日～2月28日

|  |  |
| --- | --- |
| 油種名 | 補助金額の単価 |
| ガソリン | ３２円/L |
| 軽油 | ２６円/L |
| 灯油 | ２８円/L |
| 重油 | ２６円/L |

**ガソリン販売の際の例**

①　令和4年12月1日～令和5年2月28日まで、

①

1Lあたり上記の金額を差し引いた額で、十島村住

住　民

事業者

民へ販売していただきます。

**－32円価格で販売**

②　翌月に、前月分の各油種の販売数量表（別紙①・②）

を役場に提出ください。同時に、交付申請書（様式第

役　場

事業者

②

1号）、請求書（様式第3号）もご提出ください。

③　役場で書類を確認・精査したのち、差し引いて頂

**申請書類・請求書を提出**

いた分の料金を、十島村役場から貴社へお振込みいた

します。

事業者

役　場

③

※ 実施期間は令和4年12月1日から令和5年2月28

日までの3ヶ月間とし、2月28日までにフェリーへ

**値引き販売していただいた分を振り込み**

積み込みが完了した分までを対象にします。

（ただし、予算額に達した場合は早期に事業を取りや

めることがあります。）

〇 各種様式につきましては、地域振興課へお問い合わせいただくか、本村ホームページ（http://www.tokara.jp/）よりダウンロードください。

ホームページ上部タブ「事業者の方へ」からお進みください

十島村役場 地域振興課

産業振興室 商工水産係

TEL 099-222-2101

FAX 099-223-6720

